

Business News

第24号

取締役の責任と役割

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業の経営者の皆さまから各種経営相談をお受けしています。また、Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、多発する企業不祥事を背景として企業の取締役が本来担っている責任および役割について法的な観点に着目し解説いたします。

1. 多発する企業不祥事とその背景

近年、食品業界を中心に偽装等の不祥事が多発しています。また、企業の取締役が不正行為を行なう事案も相変わらず多いようです。内容をみていると、問題となっている企業で社長以外の役員はどう行動していたのか、という思いが生じます。そこで今回は、企業の取締役が担っている責任および役割に着目し基本的な事項につき解説致します。

2. 取締役の責任と役割

(1) 善管注意義務

取締役は会社からその業務執行を委任されているので、受任者として民法上の「善管注意義務」を負います。損失を被ったり不祥事を発生することにつき、通常の注意ではなく「善良な管理者」としての注意を払わなければなりません。

(2) 忠実義務

「取締役は法令、定款、株主総会の決議を遵守し忠実にその職務を行なわなければならない」というものです。

(3) 監視義務

(最高裁判例)にて「取締役は会社に対し取締役会に上程された事柄についてだけでなく代表取締役の業務執行一般につき監視し、業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有する…」として他の取締役を監視する義務があると判断されています。

(4) 経営判断原則

業務執行を担う取締役ですが、変化する経営環境のなかで適切な経営判断を行なうのは容易ではありません。そこでたとえ損害が発生したとしても業界における通常の経営者の有すべき知見を基準に、認識に不注意な誤りがなかったか、選択決定に不合理がなかったか、という観点から責任の有無が判断される「経営判断の原則」という法理が認められています(東京地裁判例)。

(5) 利益相反取引回避義務

取締役は会社の利益と相反する行為は実施してはならない、もし利益相反取引を実施する場合は取締役会の承認を得なければならない。社長が会社に個人保有の不動産を売却する場合は典型例です。

(6) 競業禁止義務

取締役が会社の競業事業を行なうとその会社の取引先を奪うなど会社の利益を害するおそれがあるため、もし競業取引を行なう場合は取締役会の承認を受けなければならない、というものです。

3. 対応策

取締役向けに上記テーマあるいは企業の不祥事例を題材とした研修等を実施して個々の取締役の意識改革を図ることが有効と考えられます。そのうえで取締役の不正・独断・暴走を許さない仕組み作り、「内部統制システム」を構築することが必要です。「内部統制システム」ですが、「大会社」については会社法にて「取締役の職務に関する情報の保存」(問題が発生した際に文書にて責任の所在を明確化させる仕組み作り)、「損失の危険の管理」(いわゆるリスク管理)等の対応が求められていますが、今後は中小企業においても同様の対応が求められてくると考えられます。ひとたび不祥事が発生すると法的な観点のみならず「道義的・社会的責任」も求められます。今一度コンプライアンスに関する意識を高めておく必要があります。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com
三井住友海上火災保険㈱ 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-6721 / FAX03-3259-7402 URL <http://ms-keiei-support.com/>